

意見陳述書

2022年6月15日

富山地方裁判所 御中

原告 川原 登喜の

原告の川原登喜のです。今回、弁論の更新にあたり、原告団副団長として、私達原告が本訴訟での被告らの不誠実な対応に株主として遺憾に思うとともに、どのような思いで裁判所に期待を寄せているかなどについて、原告の生の声を聞いていただきたく、意見を陳述いたします。

《はじめに》

私は1973年に大阪市立の小学校教員になり、7年後に富山県に戻り、富山県立養護学校教員として28年間勤務。2008年に退職し、35年間の教員生活を終えました。在任中は命の尊厳を何より大切に仕事に携わり、今もその思いを大切にしています。

《私が原子力発電に疑問を持ったのは》

私が原子力発電の問題にかかわった経過や本訴訟の原告に加わった思いなどは、2020年9月14日の第3回口頭弁論で意見陳述した通りですが、何よりも命を大切にしたいという思いから取り組んでいます。

1979年にアメリカでスリーマイル島原発事故、1986年にソ連でチェルノブイリ原発事故が起きました。私は自分ができることをしようと思い、友達と『原発はいやだカルタ』や、放射性廃棄物の問題を扱った絵本『ぼくのうちはどこ』や、紙芝居『ちいさなせかいのおはなし』などを作り、子どもや大人と共に学習する機会に活用してきました。

《北陸電力の株主として》

私は1990年に北陸電力の株主となり、毎年の株主総会に出席し、放射性廃棄物処理をはじめ様々な問題で発言してきました。そして、非民主的で環境問題に真摯に向き合わない北陸電力経営陣の現状では会社や地域住民が存亡の危機に至ると考え、2019年に代表取締役を被告とした志賀原発株主差止め訴訟の原告となりました。

《福島県で小児甲状腺がん患者が急増している》

2011年3月の福島原発事故では、放射性ヨウ素などの放射能が福島県や関東一円に大量に放出されました。あれから11年の本年1月に、事故当時6歳から16歳だった男女6人の福島県の小児甲状腺がん患者が、東京電力に損害賠償を求めて提訴し、5月26日に東京地裁で第1回口頭弁論が行われました。いずれも10代で甲状腺がんになり、甲状腺の片方や全部の摘出手術を受けたり、肺に転移するなどの例もあります。この6人のうち4人ががんの再発を経験し、手術を繰り返したり「アイソトープ治療」など厳しい治療のために、大学や仕事を辞めざるを得なかったり、日常生活が大きく制限され、再発や

転移への不安を抱えて生活しています。

このような小児甲状腺がんの患者が、福島県で急増しています。2年前の意見陳述で私は、「2019年10月の福島県の発表で231人が小児甲状腺がんと診断され、うち175人が手術を受けた」と述べました。しかし2021年10月の福島県の発表では、266人が甲状腺がんと診断され、うち222人が摘出等の手術を受けたとのことでした。

このほかにも全国がん登録などで把握された集計外患者27人を合わせると、少なくとも293人が小児甲状腺がんと診断されたとのことでした。小児甲状腺がんの発生確率は、100万人に1～2人程度と言われますが、福島県では調査対象者が38万人なのに293人も患者とは極めて深刻な状況です。しかも222人が甲状腺摘出手術を受けており、とても「過剰診断」などと言って福島原発事故の影響を否定することは許されません。

多くの子ども達が小児甲状腺がんなど様々な病気で苦しむことを何としても防ぎたいという思いで、これまで北陸電力株主総会で脱原発を求めてきましたが、被告ら取締役は今も、福島原発事故の被害に苦しむ子ども達の現実を直視しようとしません。

《雪国富山で実効性のある住民避難計画は可能か》

2021年3月に水戸地方裁判所は、実効性のある住民避難計画ができないとして、東海第二原子力発電所の運転差止を認める判決を出しました。ちょうどその年の富山県では1月から大雪となり、1メートルの積雪で県内全域の交通や生活が大混乱しました。高速道路やすべての国道や県道をはじめ、地方道や生活道路に至るまで、県内全域で通行止めや大渋滞などが長時間続きました。富山県東部の入善町にある私の自宅でも、大雪のために5日間も外に出られませんでした。

もしこのような積雪時に志賀原発で事故が発生し、放射性物質が流出した場合に、富山県に住む私達がどうやってどこに避難できるのでしょうか。避難計画は自治体が作成することだと言って、発生源の北陸電力が責任逃れをすることは許されません。

《被告ら取締役は原発の専門家ではないのか》

本年3月16日の第9回口頭弁論で、被告側弁護士の法廷での発言を傍聴席で聞いていて、私は驚くと共に哀れに思いました。

福島原発事故を踏まえて北陸電力取締役会で被告ら取締役がどのような議論を経て志賀原発再稼働方針を決定したのかを確認するために、取締役会議事録の開示を求めています。被告らは拒否しています。そして、この日の弁論で被告側代理人は「被告ら取締役は経営のエキスパートだが原発の工学や技術の専門家ではない」「専門的知見を有していない取締役が、どうやって検討するというのか。」と法廷で堂々と陳述しました。傍聴席で聞いた私は驚きました。金井豊被告は北陸電力本店原子力部長から取締役になり、石黒伸彦被告は志賀原発所長代理から取締役になり、いずれも入社以来北陸電力の原子力部門に従事している原発の専門家です。そのことは、毎年の株主総会に向けて北陸電力が全株主に発行する『招集ご通知』に明記されています。さらに、株主総会で私達株主が原発問題で質問すると、金井・石黒被告が必ず答弁しました。彼ら以前にも、志賀原発所長経験者の西野彰純氏や若宮真自氏などをはじめ志賀原発出身者や本店原子力部長出身者が、毎年複数

名が取締役に在籍していたのを、私は株主総会に毎年出席して知っています。

しかし、被告側代理人が裁判所に対して事実と反する陳述をして金井・石黒被告ら及び歴代取締役の原発の専門家としての実績や人格まで否定した姿を見て、北陸電力そのものが冒涇されたように思い、株主の一人として被告らや北陸電力が気の毒に思えました。

《志賀原発は航空機墜落やテロ・軍事攻撃の標的になるリスク》

2013年の北陸電力第89回株主総会で私は、志賀原発へのF15戦闘機の墜落に対する建屋の強度について質問しました。また、2016年の第92回株主総会では別の株主が、志賀原発は軍事攻撃の標的にならないか質問しましたが、回答は不十分でした。

今年に入り、小松基地所属のF15戦闘機が小松沖に墜落しました。また、ウクライナに侵攻したロシア軍がチェルノブイリ原発などを攻撃して占拠するという事態が起きました。株主総会で指摘した通り、志賀原発にもこのようなリスクがあることは明らかです。

《裁判所にお願いすること》

戦争や原発は止めることができますが、地震は止められません。日本は火山列島、地震列島です。志賀原発は原子炉建屋直下に活断層との原子力規制委員会の専門家会合の評価書が全会一致で提出され、また、原発の東側、北側、西側それぞれ数kmに活断層があります。さらに、ここ1～2年能登半島では地震が頻発しています。

前回の第9回口頭弁論で原発の経済性分析での第一人者の龍谷大学の大島堅一教授が、「志賀原発に経済合理性は全くない」との意見書が提出されました。北陸電力や政府が発表した数値をもとに検証・分析されたもので、北陸電力の株主として会社の経営方針を冷静に検討するためには、このような客観的な検証・分析は極めて重要だと考えます。

経済性もなく、一方で様々なリスクを抱え、私たちや子ども達の命を脅かして作られる命がけの電気はいりません。

裁判所におかれましては、私たちや子ども達が安心して平和的に暮らせる権利を守っていただきますよう、志賀原発運転差止めにつながる賢明な判決をお願いいたします。

以上